

1 申請しようとする人は次の事項を確認してください。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）を熟知すること。
- (2) 講習会（収集運搬課程）の修了証については、
 - ・ 修了証の有効期間は5年です。
 - ・ 新規許可講習会修了証は、更新許可申請にも使用できます。
 - ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可講習会の修了証は、産業廃棄物収集運搬業許可申請にも使用できます。
- (3) 法に定める「欠格事項」に該当しないこと。

欠格事項（法第14条第5項第2号）

許可を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は許可されない。

成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）第206条（傷害助勢罪）第208条（暴行罪）第208条の3（凶器準備集合・結集罪）第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

許可を受けた者が、この法若しくは浄化槽法又はこれらの法令に基づく処分に違反する行為をして許可を取り消され、その取り消しを受けた日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

一部例外があります。

許可を受けた者が、この法若しくは浄化槽法又はこれらの法令に基づく許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、廃棄物処理業許可又は浄化槽清掃業許可の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

に規定する期間内に上記の廃止の届出があった場合において、の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が から までのいずれかに該当するもの

一部例外があります。

法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに から までのいずれかに該当する者のあるもの

一部例外があります。

個人で政令で定める使用人のうちに から までのいずれかに該当する者のあるもの

一部例外があります。

暴力団員等がその事業活動を支配するもの

政令で定める使用人（政令使用人）とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。（法施行令第6条の10）

- (1) 本店または支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 更新許可申請書の提出時期等

更新許可申請書は、許可期限日の3ヶ月前から2ヶ月前の間に、1ページに記載の各窓口へご提出ください。許可期限日の2ヶ月前までに申請のない場合は、事務処理の都合上、許可期限日までに新しい許可証を発行できない場合があります。

また、許可期限日までに申請がない場合は新規許可申請の扱いになりますので、ご注意ください。

3 申請手数料（平成25年4月現在）

（県・政令市共通のもの）

産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請・・・73,000円

特別管理産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請・・・74,000円

<手数料納入方法>

西宮市・・・申請時に納付書をお渡ししますので、指定の金融機関で納付し、領収書を持参してください。
（証紙・現金による納入は西宮市では行っておりません。）

4 申請手続について

(1) 申請要領、記入例を参考に申請書類を作成する。

5ページの必要書類をそろえる。

申請書及び必要書類（様式の定められたもの）にボールペン等で記入する。（鉛筆は不可）

申請書類を一式セットし、正本とする。

再度チェック後、副本を1部コピーする。

正本1部・副本1部を提出する。

変更届出事項がある場合は、新規・変更許可申請要領39ページの変更届チェック表をご覧のうえ、作成・提出してください。

(2) 申請書類のチェックを各窓口で受ける。

添付書類又は記載事項に不備があれば修正する。（申請書類を返却する場合があります。）

申請手数料を貼付もしくは納入した後、申請書を提出する。

なお、郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類は直接各窓口へご持参ください。

5 その他

(1) 書類は、5ページのチェック表の順にA4判のファイルに綴じてください。B5判など大きさの異なる書類はA4判の左下の角にあわせるか、A4判の台紙に貼りつけてファイルしてください。

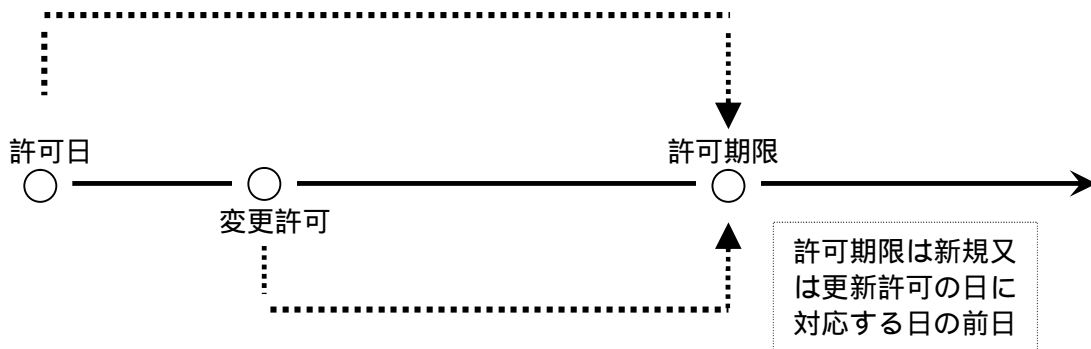
(2) ご不明な点は、各行政の窓口へお問い合わせください。

許可の期限

産業廃棄物処理業の許可には、すべての業種について、法令に基づき新規許可日から起算して5年の期限が付きます。

ただし、期間途中に変更許可（事業の範囲を変更する場合に必要）をされた場合は、許可期限は変わらず、もとの期限がそのまま付きます。

更新許可についても許可日から起算して5年の期限となりますが、法律に定められている一定の要件を満たしていると認定（優良事業者認定）された場合には7年の期限となります。



優良事業者認定基準

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の更新申請時に、以下の基準（以下「優良基準」という。）の適合性審査の申請を行うことができる。この場合にあっては、通常の許可申請時の提出書類に加え、当該審査に必要な資料を提出しなければならない。

過去5年間（当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）、廃棄物処理法、に基づく不利益処分（他の都道府県・政令市における不利益処分を含む。）を受けていないこと。

5年以上の産業廃棄物処理業の実績を有すること。

事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001、エコアクション21の認証制度により認められていること。

次に掲げる事項について、申請の際直前の半年間（当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により（変更の都度又は1年ごとに1回以上）更新していること。

- ・ 会社情報（氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等）
- ・ 許可内容（事業計画の概要等）
- ・ 産業廃棄物収集運搬業者である場合にあっては、低公害車の導入状況
- ・ 直前3年間分の財務諸表
- ・ 直前3年間分の収集運搬量
- ・ 料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法
- ・ 組織体制（社内組織、職務分掌等）
- ・ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度

電子マニフェストの利用が可能であること。

財務体質の健全性に係る次に掲げる基準に適合していること。

- a) 過去3年のうち任意の1年の自己資本比率が10%以上であること
- b) 過去3年の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円を超えること
- c) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料、労災・雇用保険料の納付額に未納のものがないこと（過去3年間分、社会保険料は過去2年間分）
- d) 廃棄物最終処分場について維持管理積立金の積立てをしていること